

墓地を利用している方が亡くなられたとき（墓地利用権承継許可申請） 墓地の名義を変更したいとき

墓地の利用者が亡くなられたときは、速やかにお墓の祭祀を承継いただく必要があります。また、承継は、諸事情により、所有者の生前に行われる場合もあります。この際にご提出いただくのが「墓地利用権承継許可申請書」です。

ご提出いただく書類

- ・墓地利用権承継許可申請書
- ・誓約書

次の書類を併せてご提出ください

（１）承継される方の戸籍謄本または抄本

墓地の承継は原則として相続人・親族に限られます。現在の墓地利用者と承継される方がどのような続柄であるかを戸籍で確認します。なお、「配偶者」「子」以外の続柄の方が承継される場合、最新の戸籍謄（抄）本のほかに、原戸籍や除籍謄本といった古い戸籍も必要になる場合があります。まず、本籍地の市役所・役場の戸籍担当窓口で、「利用者と承継する人の関係が分かる戸籍一式」とお申し出のうえご確認ください。

（２）承継される方の住民票

承継される方の住民登録の住所を確認します。

※ **東近江市外にお住まいの場合**は東近江市にお住まいの「代理人」を立てていただく必要があります。この場合は「墓地利用代理人指定届」でお届けください。もし、東近江市内に親族や知人がおられない等で、やむをえず代理人が指定できない場合は当面の措置として「代理人未選定申立書」を提出してください。

（３）墓地利用許可証（紛失等の場合は「利用許可証再交付申請書」）

利用権が承継されたことを記載して市の証明印を押し返送いたします。万一、紛失等でお手元がない場合は、再発行しますので「利用許可証再交付申請書」に本人確認書類（運転免許証、保険証等のコピー）を添えてご提出ください。

○東近江市墓地条例

（利用権の承継）

第9条 墓地の利用権は、相続人又は親族で祖先の祭祀を主宰する者に限り、市長の許可を得てこれを承継することができる。

○東近江市墓地条例施行規則

（利用権の承継）

第6条 条例第9条の規定により墓地の利用権を承継しようとする者は、墓地利用権承継許可申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 利用許可証
- (2) 戸籍謄本又は抄本及び住民票の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前利用者との関係を証する書類を提出することができない外国人住民(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する「外国人住民」をいう。)については、前項第2号の戸籍謄本又は抄本に代えて親族関係を申告する書類を添付しなければならない。